

青森県後期高齢者医療広域連合組織規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号)

改正 平成十九年三月二十八日規則二二号

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるものを除き、広域連合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織について定めるものとする。

(課の設置)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号)第二条に規定する事務局に総務課及び業務課を置く。

2 会計管理者の権限に属する事務を処理するため、会計課を置く。

3 会計課に出納員その他必要な職員を置く。

(事務局長)

第三条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長)

第四条 課に課長を置く。

2 会計管理者は、会計課長の職にある者をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課に所属する職員を指揮監督し、その所掌事務を掌理する。

(主幹、主査及び主事)

第五条 課に主幹、主査及び主事を置くことができる。

2 主幹、主査及び主事は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。  
(事務分掌)

第六条 総務課、業務課及び会計課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- 一 広域計画に関すること。
- 二 予算及び経理に関すること。
- 三 職員の人事及び給与に関すること。
- 四 条例及び規則等の制定及び改廃に関すること。
- 五 公告式に関すること。
- 六 情報公開に関すること。
- 七 個人情報保護に関すること。
- 八 統計及び調査に関すること。
- 九 公印の管理に関すること。
- 十 文書管理に関すること。
- 十一 補助金及び起債に関すること。
- 十二 分賦金に関すること。
- 十三 財政状況の公表に関すること。
- 十四 財産管理に関すること。
- 十五 契約に関すること。
- 十六 財政計画に関すること。
- 十七 議会に関すること。
- 十八 選挙管理委員会に関すること。

- 十九 監査委員に関すること。
  - 二十 共済組合に関すること。
  - 二十一 市町村との連絡調整に関すること。
  - 二十二 他の課に属さないこと。
- 業務課
- 一 被保険者の資格管理事務に関すること。
  - 二 被保険者証の交付及び更新事務に関すること。
  - 三 医療給付に関すること。
  - 四 保険料の賦課等に関すること。
  - 五 後期高齢者医療事業に関する審査請求及び支払事務に関すること。
  - 六 保健事業に関すること。
  - 七 電算システムに関すること。
  - 八 広報及び広聴に関すること。
  - 九 国保連合会との連絡調整に関すること。
  - 十 前各号に掲げるもののほか、後期高齢者医療事業に関すること。
- 会計課
- 一 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
  - 二 物品の出納及び保管に関すること。
  - 三 支出負担行為及び調定の確認に関すること。
  - 四 財務事務の検査及び指導に関すること。
  - 五 決算の調製に関すること。
  - 六 現金及び財産の記録管理に関すること。

七 指定金融機関に関すること。

八 その他出納事務に関すること。

(委任)

第七条 この規則に定めるほか、事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年規則第二十二号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。